再生可能エネルギー発電所のリスクマネジメント

特集にあたって

Purpose of this feature

田中康裕*

1. 日本の保険とリスクマネジメントの背景

私が保険の世界に入った30年前の日本は、護送 船団方式という名のもとにどの保険会社も同一補 償. 同一保険料に規制され、日本の安全神話に疑問 を持つことなく、予期せぬ出来事が起きない安全・ 安心な国であると思われていました. 本来は、リス クマネジメントプロセスに沿って、リスクを洗い出 し、洗い出されたリスクの定量・定性分析、この結 果に対して、回避、軽減、保有、そして移転の4つ に分類. 評価した上で保険設計, 購入を行います. しかし、どの保険会社も同一補償、同一保険料だっ た当時、このプロセスに沿って保険を検討する企業. 個人は稀で,多くは、保険を転ばぬ先の杖程度に捉 え、グループ内の保険代理店を通じて資本関係の強 い保険会社から,個人の場合は,GNP (義理 (G), 人情(N), プレゼント(P)) を評価基準に保険会 社もしくは保険代理店を選択し、勧められるままに 保険を購入するのが一般的でした.

この流れを大きく変えるきっかけは、保険業法の改正、長いデフレ経済、そして毎年のように起こる想定外の事件や事故であると思います。1996年の保険業法の改正により、日本もやっと保険自由化がスタートしました。保険会社間の競争が激しくなり、保険商品、保険条件、保険料に違いが現れるようになってきました。今では当たり前になったリスク細分型自動車保険(ダイレクト型自動車保険)も1997年です。また、バブル崩壊によりコスト削減のため海外に生産拠点を移す企業が増えはじめました。海外売上高比率が50%超えるのも珍しくない中、1995年の阪神・淡路大震災、2001年の同時多発テロ、2011年のタイの大洪水、そして東日本大震災以降も国内外で未曾有の災害が毎年のように起こり、安全神話も崩壊し、世界第2位の保険国であ

りながら、欧米と比較するとリスクマネジメント後 進国である日本がやっとリスクマネジメントに目を 向けるようになりました.

2. Fit 法とプロジェクトファイナンス

Fit 法の施行により 20 年間の電力の買取価格が固定されたことで、事業主は大規模発電所を建設する際、金融機関からプロジェクトファイナンスで資金を調達することが多くなりました。このファイナンスは、ローンが前提となるコーポレート・ファイナンスと比較した場合、事業主の負担する責任が限定される点が最大のメリットです。

事業主は、出資等の限定された範囲でのみ資金提供を行い、多額の借入れを行うので、少ない元手で高いリターンを得るという、いわゆるレバレッジ効果や適用される会計基準等によっては、事業主の貸借対照表へ影響しない(オフ・バランス)または当該影響を限定的なものとする等の効果があります。

このようなメリットがある一方で、コーポレート・ファイナンスと違って担保を取らないため、プロジェクト全体の精査はより厳しく、事業主や事業関係者の事業遂行能力を前提として適切な事業リスクの分担が求められます。保険関連を例にすると、1.各種契約書の記載されている保険条項のチェック、2.事業計画地周辺の自然災害リスク検証、3.地震、津波による予想最大損害額の算出、4.建設中、操業中に付保する保険条件の精査などを行うことになります。これらの業務は、客観的かつ専門性が求められるため、『1.日本の保険とリスクマネジメントの背景』で記載した事業主と資本関係がある会社ではなく、損害保険会社系コンサルティング会社、弊社のような独立系保険代理店/ブローカー会社が行

*エーオンジャパン株式会社

うことが一般的となっています.

再生可能エネルギーは、水力、風力、バイオマスそして太陽光に分類されますが、個々のエネルギーによって課題は異なります。例えば、太陽光の場合、モジュールメーカーが提供する25年の保証が課題になります。金融機関は、事業主が購入を予定しているモジュールメーカーの25年間、保証履行をできるだけの財務力があるかが融資実行を判断するポイントのひとつとなっています。そのため、モジュール専業の海外メーカーの中には、保証債務の一部を保険でヘッジすることで金融機関からバンカブルと認められようとしています。

3. 特集の構成について

日本には Fit 法が施行される前から運転している 発電所が数多くありますが、そのほとんどがコーポ レイト・ファインナンスによる資金調達だったと思 われます. 先に述べたとおり, コーポレイト・ファインナンスの場合, 金融機関は担保をとっているため, 融資条件のひとつとして, リスク分析や保険付保のあり方について言及しないため, 『1. 日本の保険とリスクマネジメントの背景』に記載した体制や考え方で保険付保をしていました. Fit 法が日本で計画される発電所プロジェクトに対してプロジェクトファイナンス実施する道を開き,加えて,このマーケットに欧米流のリスクマネジメントプロセスを導入することを提唱してきました.

この特集を通じて、保険会社系コンサルティング会社、再保険会社、そして独立系保険代理店である弊社が、各々の立場や目線から『再生可能エネルギー発電所のリスクマネジメント』について考察できればと思っております。

以上